

退職年金（年金払い退職給付）の繰下げ意思申出書

退職年金（年金払い退職給付）は、受給権を取得した日（※）から起算して10年を経過した日（昭和27年4月1日以前に生まれた者については、70歳に達する日の前日）までの間、1月単位で支給を繰り下げることができます。

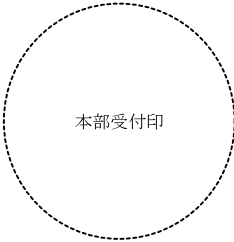
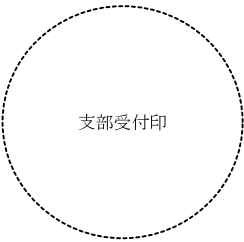
退職年金（年金払い退職給付）の支給を繰下げの場合は、以下の太枠内に必要事項を記入し、ご提出いただくようお願いいたします。

※ 退職年金（年金払い退職給付）の受給要件について

次の1から3までの要件をすべて満たしているときに支給されます。

- 1 平成27年10月1日以降、1年以上の引き続く組合員期間を有していること  
（被用者年金制度一元化前（平成27年9月30日以前）から引き続く組合員期間が1年以上である場合を含む。）
- 2 65歳に到達していること
- 3 当共済組合の一般組合員資格を喪失していること

|                                                             |                |       |   |        |
|-------------------------------------------------------------|----------------|-------|---|--------|
| 私は、退職年金（年金払い退職給付）の支給繰下げを希望するため、受給権発生時点では退職年金を請求しないことを申し出ます。 | フリガナ           |       |   |        |
|                                                             | 氏              | 名     |   |        |
|                                                             | 生              | 年 月 日 |   |        |
|                                                             | 年              | 月     | 日 | 基礎年金番号 |
| フリガナ                                                        |                |       |   |        |
| 住 所                                                         | 〒 - 都道府県 市・区 郡 |       |   |        |
| 電 話 番 号                                                     | ( ) -          |       |   |        |



| 公立学校共済組合記入欄 |    |          |  |
|-------------|----|----------|--|
|             | 支部 | 年金証書記号番号 |  |
|             |    | 給料記録番号   |  |